

議案第 1 4 2 号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 * * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）に居住しているが、長期間家賃を滞納し、本市の再三にわたる納付指導にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者に対し、本件市営住宅に係る賃貸借契約を解除し、本件市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかしながら、被告となるべき者は、その後も明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、昭和48年7月22日から当時の使用者の同居親族として建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）に居住を開始した被告となるべき者に対し、平成17年1月24日付けで住宅使用の承継を許可した。
- 2 本件市営住宅の家賃の支払が滞ったため、本市は、被告となるべき者に対し、督促を行い、その後も再三にわたる納付指導を行ったにもかかわらず、未払の状況は改善されなかった。
- 3 本市は、平成23年2月4日付けで被告となるべき者に、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、当該通知書を受理した日から14日以内に滞納額を完納しない場合は、本件市営住宅の明渡しを請求する旨を通知したが、期限までに納付がなされなかった。
- 4 本市は、平成23年3月30日付けで被告となるべき者に、市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅に係る賃貸借契約を解除し、本件市営住宅を同年7月4日までに明け渡すよう請求した。
- 5 しかしながら、被告となるべき者は、期限までに本件市営住宅の明渡しをせず、その後も本市の明渡請求に応じないため、建物明渡請求の訴えを提起するものである。